監査公表第 12 号

監査結果に基づく措置について

令和４年１月 14 日付監査報告第 14 号の監査結果報告に基づき、大牟田市教育委員会教育長から措置を講じた旨の通知を受けたので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により、その結果を公表します。

令和５年２月９日

大牟田市監査委員　中　原　修　作
同　　平　山　伸　二

教学第２０１１号
令和５年２月２日

大牟田市監査委員　中原　修作　殿
　　同　　平山　伸二　殿

大牟田市教育委員会教育長　谷本　理佐
（教育委員会）

定期監査の結果に基づく措置について

令和４年１月１４日付、監査報告第１４号で報告がありました個別指摘事項について、次のとおり措置しましたので報告します。

【個別指摘事項】
一般会計
（教育委員会）
１　少人数学級編制・少人数授業推進事業費　（学校教育課）
「大牟田市職員の勤務時間の基準及び休暇等に関する規則」に定めてある有給休暇の付与及び「大牟田市会計年度任用短時間勤務職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規則」に定めてある通勤付加報酬が「非常勤講師の勤務条件等に関する要領」に規定されておらず、任用通知書の勤務条件の内容が不十分なものとなっていた。
規則に沿った要領を整備するとともに、非常勤講師との労働契約に際し任用通知書に勤務条件等を適切に明示し、法令等に基づく適正な任用に努められたい。

【措置の状況】
一般会計
（教育委員会）
１　少人数学級編制・少人数授業推進事業費　（学校教育課）
今回指摘を受けた「非常勤講師の勤務条件等に関する要領」及び「任用通知書」に係る有給休暇の付与及び通勤付加報酬の不備等については、内容確認を行うとともに修正等を行いました。
今後は、非常勤講師との労働契約に際し任用通知書に勤務条件等を適切に明示し、法令等に基づく適正な任用に努めて参ります。